

# 会 議 の 経 過

開 議 午前 10 時 00 分

平成 23 年 1 月 14 日 (第 8 日目)

議 長 (青木幸保君)

ただいまから、平成 23 年第 4 回平泉町議会定例会第 8 日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち諸般の報告を行います。

本定例会に町長から追加提出された追加議案は、お手元に配布した議案送付書のとおり受理したので報告します。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (青木幸保君)

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

---

議 長 (青木幸保君)

日程第 1、総務教民常任委員会の委員会調査報告書を議題とします。

この調査について、総務教民常任委員長の報告を求めます。

総務教民常任委員長、畠山寛二議員。

9 番、畠山寛二議員。

9 番 (畠山寛二君)

委員会調査報告。

本委員会が閉会中に調査した事件について、調査の結果を下記のとおり会議規則第 76 条の規定により報告します。記、1、調査事件、総務教民常任委員会所管にかかる調査について、(1) 公共施設について。2、調査の経過、この経過については、昨年、平成 22 年の 6 月 23 日から、裏のページにありますけれども、11 月 18 日まで、延べ 20 回について委員会を招集した内容でございます。それでは読み上げて報告とします。3、調査意見、(1) 保育所民営化について、「平泉町教育基本計画」(仮称)を策定し、安心して子育てできる環境に配慮され、適正な職員の体制を検討しながら公設民営化を推し進められたい。(2) 道の駅について、運営形態は、観光地に適した施設として、関連団体との連携を強化し、特産品開発や販売も同時に行え

のような総合的なマネジメントを精査した上で検討されたい。

以上でございます。

議 長（青木幸保君）

ただいま報告のあった総務教民常任委員会の委員会調査報告書については議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言を許したいと思います。

進行してよろしいですか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

なければ進行いたします。

---

議 長（青木幸保君）

日程第2、産業建設常任委員会の委員会調査報告書を議題とします。

この調査について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、阿部幸一議員。

10番、阿部幸一議員。

10番（阿部幸一君）

委員会調査報告を行います。

本委員会が閉会中に調査した事件について、調査の結果を下記のとおり会議規則第76条の規定により報告します。記、1、調査事件、産業建設常任委員会所管にかかる調査について、（1）特産品の開発・加工・販売について、（2）転作の対策について。2、調査の経過でございますが、これは中間報告以降の経過について記載をしておりますので、あとでお目通しをいただきたいというふうに思います。3、調査意見、本委員会は「特産品の開発・加工・販売について」及び「転作の対策について」先進地視察研修を実施しながら調査検討して参りました。

（1）特産品の開発・加工・販売について。

当町でも、平成22年2月20日に毛越寺駐車場内に、農産物加工直売施設「あやめ」がオープンしました。今後は、町の農業と観光が一体となるものとして期待するものであります。また、道の駅に設置する直売施設については、多数の農家が少量ずつでも出荷できる生産体制、受入れ体制が重要と思われれます。さらに、どぶろく特区の認定を活かしどぶろく製造者の拡大を含め、農家民泊を活用したグリーン・ツーリズムを強力に推進すべきであります。

（2）転作の対策について。

研修先では、飼料用米で成功している例がありましたが、当町の優良農地は水害地にあること等から、飼料用米や米粉が有望と思われれます。ただ、販路など課題もあるので、農協や畜産業者等と一体となった検討が必要であります。また、農家の高齢化後継者不足に対応する為、営農組織の拡充と世界遺産の町を活かした、6次産業化の更なる推進を図るべきであります。これらをふまえ、本委員会と農業関係者が一同に会し、本町の農業の振興策を図ることが必要と思われれます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

ただいま報告のあった産業建設常任委員会の委員会調査報告書については議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言願います。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

なければ次に進行いたします。

---

議長（青木幸保君）

日程第3、請願第5号、平泉町立平泉体育館の早期建設についての請願を議題とします。

この請願について、総務教民常任委員長の報告を求めます。

総務教民常任委員長、畠山寛二議員。

9番、畠山寛二議員。

9番（畠山寛二君）

閉会中の継続審査申出書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出します。記、1、件名、請願第5号、平泉町立平泉体育館の早期建設についての請願。2、理由、なお調査検討を要するもの。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（青木幸保君）

請願第5号、平泉町立平泉体育館の早期建設についての請願について、総務教民常任委員長から会議規則第74条の規定によって閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

6番、小松代智議員。

6番（小松代智君）

継続調査ですから特にどうのこうのということはいいたくないのですが、私も紹介議員の一人でありますから、若干その経過などをお知らせを願いたいというように思います。というのは、9月の請願ですからもう3カ月も過ぎて、この関係について結論が出なかったということで継続ということのようであります。我々議員としては納得できないわけではないのですが、どうしてもまとまらないという線で継続というのは分からないわけではないのですが、請願した住民26団体ですね、この何百人か分かりませんが、恐らく400～500人の会員がいるのだと思いますが、そういう人たちが3カ月経ってもまだ議会で審議、結論が出ないのかというような目線で見られると大変なことではないかと、議会は何をやっているのだということになるわけですね。ましてや、今、全国的にはご存知のように、阿久根市とか大阪市とか名古屋とか、そういう段階で議会なんかなくても良いのだというぐらいの線を言われているわけです。そういう時に、この請願が、住民から請願が出て3カ月も経ってまだ結論が出ないということになると、私は議会は何なのだ

という、いわゆる基本条例にかかわる段階になってくるのではないかと。そういう面で、何とかして住民の意見を聞こうということで私ども懇談会をやったわけですが、それすら無意味に帰するというようなことになるのではないかと思うのですね。ですから、その継続しなければならなかった理由を、ただ、なお調査検討を要するという事だけではちょっと不十分なものですから、どういふところに問題があつて、どういふところが結論、総務教民常任委員会でまとまって結論出すということでもないと思うのですよ。それ個々の決を採れば採決は採択か不採択かと、こういうことが決まるわけですから、その辺のところのできなかった経過ですね、それらをちょっとお聞きしておきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

議長（青木幸保君）

9番、畠山寛二議員。

9番（畠山寛二君）

今、6番議員からあつたその内容について、小松代智議員から出されましたその経過についてどうだということであります。時間をかけて、不採択ということであればなぜ不採択かという内容でご質問されるのであれば私も理解するけれども、これだけ慎重な大きな問題を継続して、しかも1月25日には再度会長、あるいは関係の方とその内容をよく聞いた上で、3月の議会には何が何でも平泉町に合つた内容が出るものと、こういう内容で話し合つた結果でございますから、継続というのは時間がかけたからだめだということはないと思います。内容は全部ここに網羅してありますけれども、個々これ申し上げる内容ではないと思います。継続ですので、そのあたりを。

では、その内容についてちょっと申し上げます。まずいろいろ委員会の中で出た内容でございますから、今後、町民から聞き取りが必要であると現時点では判断しかねる。今後、町としてお金がかかる公共施設の関係ありまして、継続して調査すべきであると、こういう内容の話も出ています。それから稼働率をもっと徹底して調べて、住民からの聞き取り調査をもっとやるべきである、それで継続と。今の時点で判断しかねると、こういう内容のあれまで、調査が必要であると、こういう内容でございます。

それから、賛成の方1人ございまして、これについては本人の関係でございますから読上げますけれども、公共の団体施設を町民誰も都合の良い日、良い時間帯、手軽に利用できる環境でなければならぬ。一概に利用率だけでは判断できない。スポーツ少年団の利用を7時までと制限している。それ以降の時間帯を、利用者がいない場合も利用率にカウントされている。利用者の多くは趣味やレクリエーション的要素が高い。天候によつても利用率が変わる。誰もが手軽に利用、親しみ、挑戦したくなるような環境が必要である。財政のことは現時点では考える必要がない。本町に必要なか否かは議論をすべきである。優先順位は町当局が考えることで、順位がおかしい時は議会で否決すれば良い。3月も調査して継続にせず採択すべきである。これは4人が継続ということで、1名が採決すべきだという内容で、今読上げたのは採決すべきだという内容でございます。したがつて、4対1ということで、継続してこの大きな問題を町民のためになるような調査をした結果、結論を出すべきだというのが総論でございます。

以上です。

議長（青木幸保君）

6番、小松代智議員。

6番（小松代智君）

どうも継続に文句言って大変申し訳ないような気持ちもありますが、ただ、議会基本条例云々と今言っている最中で、やはりこういう線で、住民目線から見たらどうなのだというのが議論されているわけですから、お互いにそういう議論は交わした方がいいのではないかとこのように思いますので一言言ったわけであります。冒頭申し上げましたように、継続だからどうのこうのということでは決してないわけですが、ただ、すんなり継続、はい、そうですかというわけにはいかないだろうということでもあります。いわゆる住民目線から見た場合に3カ月というのはかなりの日数、時間があるわけですね。だから、そこでどれだけの審議をして、結論出す気であれば出せないわけでないような気がするものですからね、私たちも忙しいから、忙しいといえば忙しいわけで、なかなか会議も開けなかったということで、議員同士はそれで納得するわけですがけれども、住民から見たらかなり3カ月の時間というのは多い時間ではないのかと、そのように思われるのではないかと私は思うわけですね。ですから、その間に、今からもやるのだろうと思えますけれども、十分に検討できなかったのかどうかということがちょっと疑問になるものだから、その辺のところをちょっと聞いただけで、特にその後の言い訳とか説明とかというのは必要ないわけですが、いずれそういうことで私は意見として申し上げておきたいというふうに思います。

議長（青木幸保君）

ほかにございませんか。

（「進行」の声あり）

議長（青木幸保君）

進行いたします。

請願第5号、平泉町立平泉体育館の早期建設についての請願について、総務教民常任委員長から会議規則第74条の規定によって閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、請願第5号は、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

議長（青木幸保君）

日程第4、議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、千葉勝男議員。

8 番、千葉勝男議員。

8 番（千葉勝男君）

閉会中の継続調査の申し出を行います。

本委員会は、所掌事務のうち次の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。記、1、事件、議会運営委員会所掌事務にかかる調査について、(1) 議会の活性化についてでございます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

議長（青木幸保君）

ただいま議会運営委員長から会議規則第74条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議長（青木幸保君）

日程第5、北上川治水・平泉バイパス調査特別委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、北上川治水・平泉バイパス調査特別委員長の報告を求めます。

北上川治水・平泉バイパス調査特別委員長、石川章議員。

5 番、石川章議員。

5 番（石川章君）

閉会中の継続調査の申し出をいたします。

本委員会は、調査中の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出いたします。記、1、事件、北上川治水・平泉バイパス事業についてでございます。

よろしくお願ひします。

議長（青木幸保君）

ただいま北上川治水・平泉バイパス調査特別委員長から会議規則第74条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第6、国立博物館誘致・世界文化遺産登録調査特別委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、国立博物館誘致・世界文化遺産登録調査特別委員長の報告を求めます。

国立博物館誘致・世界文化遺産登録調査特別委員長、佐藤孝悟議員。

11番、佐藤孝悟議員。

11番（佐藤孝悟君）

閉会中の継続調査の申出書でございます

本委員会は、調査中の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。記、1、事件、国立博物館誘致及び世界文化遺産登録調査についてでございます。

よろしくお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

ただいま国立博物館誘致・世界文化遺産登録調査特別委員長から会議規則第74条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第7、行財政調査特別委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、行財政調査特別委員長の報告を求めます。

行財政調査特別委員長、小松代智議員。

6番、小松代智議員。

6番（小松代智君）

閉会中の継続調査の申し出を行います。

本委員会は、調査中の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。記、1、事件、行財政の調査についてでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長（青木幸保君）

ただいま行財政調査特別委員長から会議規則第74条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第8、議案第59号、平泉町町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

高橋税務課長。

税務課長（高橋誠君）

それでは、議案第59号、平泉町町税条例の一部を改正する条例の補足説明をいたします。

今回の改正は、寄附金税額控除に主たる事務所、または事業所を町内に有する法人、または団体に対するものを加えるものでございまして、6月議会で一部改正した内容のうち町県民税に関する改正文について、県条例との整合を図るため見送っておりましたが、10月25日に県条例の改正が行われたことに伴い、今回改正するものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表をご覧くださいと思います。

第35条の7では、第1項にアンダーラインの条文を追加いたしまして、寄附金税額控除に係る寄附金及び金銭を特定するものでございます。第1号では公益法人等に対する寄附、第2号では独立行政法人に対する寄附、第3号では独立行政法人の業務のうち大学等の運営を除く業務目的に対する寄附を認めるというものでございますし、第4号は日本赤十字社等の法人に対する寄附、第5号は公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附、第6号は私立学校等に対する寄附、第7号は社会福祉法人等に対する寄附、第8号は更生福祉法人に対する寄附、第9号は公益の増進に著しく寄与する目的である業務に対する寄附、第10号は認定特定非営利活動法人に対する寄附と規定したものでございます。なお、この条例は公布の日から施行するものでございますし、また、この新条例に係る寄附金控除は、平成23年1月1日以降の寄附に係るものに遡って適用させようとするものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声あり）



議 長（青木幸保君）

それでは、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第59号、平泉町町税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第9、議案第61号、平成23年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

議案第61号、平成23年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

22ページ裏をお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正ですが、款項の補正額が同額の場合、項の補正額でご説明いたします。

歳入、3款国庫支出金、1項国庫負担金2,416万円。

5款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金2,359万5,000円。

7款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金175万2,000円の減。

9款繰入金2,268万6,000円、1項他会計繰入金141万9,000円、2項基金繰入金2,126万7,000円。

歳入合計6,868万9,000円。

歳出、2款保険給付費4,735万円、1項療養諸費3,545万円、2項高額療養費1,190万円。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等2,000円の減。

6款介護納付金、1項介護納付金877万円。

9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金1,257万1,000円。

歳出合計6,868万9,000円。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

4番、高橋幸喜議員。

4番（高橋幸喜君）

まず23ページの裏の基金繰入金、これは以前、私質問したこともあるかと思いますが、再度お聞きいたします。基金繰入金、これは2,100万円ほどですが、これ財政調整基金からの繰入金であるというようなことのございますけれども、基金の中には国民健康保険何とか基金というのがあるはずでございますけれども、なぜそちらの方から出さないのかというふうなことが1点と、財政調整基金は財政規模によって国の方から10%から15%ぐらいの財政調整基金というのは積立っておかなければならないというような指導があるというようなことを聞いてございますけれども、この国民健康保険の方の基金の適正積立額といいますか、こういうのはどういうふうに指導されているのか、それをお聞きしたいと思います。それが第1点と、24ページの一般被保険者の給付費、これ3,500万円もの補正というようなことで、あまりにも大きい額なものですから、この原因をちょっとお聞きしたいと思います。あまりインフルエンザが流行ったとかいろんな病気が流行しているとかというのはあまり聞かないのですけれども、なぜそういうふうになったのか、ちょっとその辺をお聞きしたいというふうに思います。

議長（青木幸保君）

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

まずは23ページ裏の基金繰入金の部分でございますが、これは説明欄に財政調整基金繰入金というふうに書いてございますが、これは国民健康保険の基金からの繰入金ということでちょっと説明が足りなかったところがございます。今後は分かるようにもっと詳しく記入をしたいと思っております。

あとは、この基金の適正な部分でございますが、これは過去3年間の医療費の平均の5%ぐらいを目処にということになっておりまして、町としては大体試算をしますと2,800万円程度というところ、これはここ何年かあまり変わっていないというか、医療費は徐々に増えていますので、少しずつ額は上がってくるものというところがございます。

もう一つ、24ページの補正額3,510万円と、これは担当の方から確認をしてございますが、いずれ医療費が伸びていると、そういった形で国保連からのそういった医療費の請求も含めて、こういった平泉町としての医療費の伸びた現状があるということで請求が来て今回の補正ということでございます。いずれ、詳しいその医療の内容についてはちょっとこの場では分かりかねますが、医療費が伸びている現状でこういった補正に至ったということでございます。

議長（青木幸保君）

4番、高橋幸喜議員。

#### 4 番（高橋幸喜君）

そうなりますと、まず財政調整基金の方ですけれども、平成22年度の決算では2,700万何がしという金額しかございません。それを今回2,100万円をそれから出すということになってくると、残り500万円ぐらいしか国民健康保険の財政調整基金は残っていないということになると、ちょっとこれから寒くなって風邪が流行ってきたりして、急激にみんな病院に行くというようなことになってくるとちょっと危機的な状況ではないかというふうに思いますけれども、その辺をどういうふうに考えているのかお聞きしたいと。

あと、先程の医療費が増額なってきたというようなことは、これは自然増でそういうふうになってきたのだということのようでございますけれども、最近、健康については、いろいろ病気にかからない方法としてこういうことをやりなさい、ああいうことをやりなさいという町民への徹底については非常に聞こえてきておりまして、大分町民もそれを分かって健康管理に注意するようにはなってきたのですけれども、一方で、では保険料を節約するためには、例えば夜間はできるだけ行かないようにしなさい、あるいは時間外に行かないようにしなさい、できれば日曜日の診療は避けなさい、あるいは病院をいろいろまたぐのはやめなさいとかという、保険料の節約するような方法の指導についてはどういう形で町民に指導なされているのか、その辺もちょっとお聞きしたいと思います。

#### 議長（青木幸保君）

石川町民福祉課長。

#### 町民福祉課長（石川二三夫君）

まず基金の件でございますが、現在まず基金の残高が3,229万3,910円という残高でございますが、この国保の予算の中では、まずは今回、合わせて2,565万1,000円の繰入れ、取崩しということになりますが、一方で歳出の方で基金への積立てというのが9月補正の段階で1,180万円ほど予定しております。いずれ、今回の補正では基金の積立てを減じて対応するかということもありませんでしたが、財政担当とも相談しまして、今後3月補正の段階でまた増減あるかと思っておりますので、そういったことも含めまして今回の基金の取崩し、繰入金の補正の措置を取ったという段階で、いずれは先程申しました2,800万円からは大分少なくなるわけですが、最終的にまた3月の補正の段階で調整が出てくるかと思っておりますので、こういったところを見計らって対応を考えていくということになるかと思っております。

また、町民に医療費なるべくかからないような対応策ですね、どういった指導をしているかということですが、まずは特定健診、特定保健指導というものはご存知のとおり、そういった取り組みは一方でしておりますし、窓口等でジェネリックの医薬品等を使うような、そういうものもお話をしています。取り立てていえばそういったところだけで、あとは病院にそういった議員ご指摘のとおりのお話を細かくお話しすればいいのでしょうか、いずれ国保の窓口、担当課としましてはそういったところの取り組みという状況でございます。

#### 議長（青木幸保君）

ほかにございませんか。進行してよろしいですか。

(「進行」の声あり)

議 長 (青木幸保君)

それでは進行いたします。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (青木幸保君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第61号、平成23年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議 長 (青木幸保君)

挙手全員です。

したがって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

---

議 長 (青木幸保君)

日程第10、議案第62号、平成23年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

石川町民福祉課長。

町民福祉課長 (石川二三夫君)

議案第62号、平成23年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算(第2号)の補足説明をさせていただきます。

26ページ裏をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正、款項補正額が同額の場合、項の補正額でご説明いたします。

歳入、1款使用料、1項施設使用料38万4,000円。

4款諸収入、1項諸収入22万円。

歳入合計60万4,000円。

歳出、1款総務費、1項総務管理費60万4,000円。

歳出合計60万4,000円。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 (青木幸保君)

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

4番、高橋幸喜議員。

4 番（高橋幸喜君）

まずポンプの入替工事負担金、これ工事やったのか入札減なのか、その辺ちょっと、工事を行って入札減なのか、まるっきり入替工事をしなかったのか、ちょっとその辺、この減額になった理由をお聞きしたいと思います。

議 長（青木幸保君）

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

ポンプ入替工事については主に入札減ということでございますし、ポンプ入替工事は、ですから施工してまして、工事の方は終えておるということでございます。

議 長（青木幸保君）

4 番、高橋幸喜議員。

4 番（高橋幸喜君）

これは確か昨年、平成 22 年度、ポンプを購入費として約 90 万円ぐらいの予算を計上、平成 22 年度の決算の時に九十何万かの金額を購入費ということで支払っていたというふうに私、記憶してございますけれども、ではそれを今回買っていたのを使ってポンプを入替えたというふうに解釈して、工事費はそれらを足した工事費が全体の工事費だというふうに解釈してよろしいのか、その辺、お聞きしたいと。

議 長（青木幸保君）

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

平成 22 年度にポンプを購入しまして、今回のポンプの入替工事ということになりました。いづれ内容としましてはそういうことでございます。

議 長（青木幸保君）

ほかにありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」の声あり）

議 長（青木幸保君）

それではこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第 62 号、平成 23 年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第11、議案第63号、平成23年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

議案書の28ページをお開き願います。

議案第67号、平成23年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第3号）について補足説明をさせていただきます。

28ページの裏をお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正でご説明をさせていただきます。款項同額の場合は項の補正額でご説明を申し上げます。

歳入、1款使用料、1項駐車場使用料1,663万4,000円の増でございます。

3款繰入金、1項基金繰入金1,293万4,000円の減でございます。

歳入合計370万円の増でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費370万円の増でございます。

歳出合計370万円の増でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番、阿部正人議員。

2 番（阿部正人君）

今の報告によりますと、結構駐車料、料金収入、歳入が入ってきたと、1,600万円ですか。そういう中で340万9,000円が警備員に使う、1,200万円が大体繰入金ということでございます。大変結構なものだということでございます。こういう中で、今後の増加傾向が望まれるだろうと思いますが、ただ、これから寒冷期に入りますが、予測すればやはり相当期待できるのかなと思いますが、今ここで1,600万円ですから来春までかなり、正月含めてですね、見込まれる金額というのはどのような推測をしていたかということと、予定ですね。それから駐車場が恐らく狭いということも、その時に対応が臨時的にも場所もあってもいいなという声が聞こえますが、特に中尊寺あたりのところ、別に確保するのかどうか、その辺の予定ですね、よろしく願いいたします。

議 長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

最初に、さっきの補足説明の中で議案第67号とお話ししましたが、すいません、63号の間違いでございましたので、ここでお詫び申し上げたいと思います。

使用料の積算につきましては10月現在までの実績、あとは11月以降3月までにつきましては昨年度の実績をもとにしまして積算したものでございます。臨時駐車場につきましては、来年度、第1駐車場、第2駐車場、中尊寺付近に着手して臨時駐車場に充てたいと今、検討しているところでございます。

議 長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

3番、寺崎敏子議員。

3 番（寺崎敏子君）

29ページの裏側の方になります。警備委託料の件について、それと関連したことをお話ししたいと思います。実は議員懇談会の時にお話しされたことでもございました。実はこの警備員がどうも平泉の町をよく分からない人が配置されているようだというふうなことで、駐車場が満杯になった時に誘導の棒を持って向こう、向こうと言っているけれども、誘導された側はどこに行ったらいいか分からないと。それから、料金所のシルバーの方々はその辺はご存知だったので、回されて戻ってきたらまた警備員の人たちが料金所の人に大きくお叱りを受けたというようなトラブルが今回随分あったようでございます。それで、この警備会社に委託する時に町内の町を、その駐車場のマップとかそういうふうなことをきちっとした指導をしてから各場所に立っていただくというようなご意見を頂戴してききましたので、この警備の委託はどこにどういうふうにして、ただ一括してただ頼みますというふうな形なのか、今後その辺のトラブルを解消するような考えをお持ちかどうかご説明ください。

議 長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

確かに観光客の方からもそういった苦情が、警備員がちゃんとした指示を出していないというお話も聞いておりましたので、警備会社と今後、町の中の案内も含めまして勉強会を開いて、そういった苦情が来ないような取り組みをして参りたいと思います。

議 長（青木幸保君）

3番、寺崎敏子議員。

3 番（寺崎敏子君）

そういうふうなところありましたので、十分に来年は、とりあえずまた元朝参りとか早速にあるのでないかというふうに思いますので、その辺のところも早速検討していただきたいことですし、それからその周辺の住民の方からも、かなり渋滞で門口からぎっちり出られないというよ

うなこともありました。それで、民間でも、例えば簡易的に駐車場を提供して良いですよという方もおられると思うのですよね。その辺のところも周知しながら、町民が一体となるというのはそういうできるところから是非ともしていただきたいということです。もう1点は、中尊寺の駐車場のトイレでございますね。あれがやはり表示が悪くて見えないのだそうです。それで、その表示をやはりしてくれないかと、はっきり分かるようにして、表に出てきてからトイレはどこでしょうかというふうに言われて、あそこまでまた戻るとというのが非常に気の毒な、高齢者の方だと思うのですけれどもね。もう一つ、新しく道路を変えました。それで、月見坂と車道のところの段差が大きいようだと、やはり高齢者、これは高齢者を対象なのか車椅子なのか分からないのですが、ちょっとこれ私も人から話されて、まだ現地きちっと見ていないので、たまたま今日こういう時間があったので、月見坂のところの段差があるようなので見てくれないかというところもあったので、附属して見ていただければと思います。

議長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

駐車場につきましては、民間の方々も含めまして周辺、提供していただく方についてはこちらからもお願いして対応していただきたいと思っております。

あと第1駐車場のトイレの表示でございます。確かに駐車場構内には表示はしておりますが、駐車場本体そのものには駐車場という表示して、ちょっと見えにくくなってございますので、その辺、工夫して分かりやすいような表示をしていきたいと思っております。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

町道戸河内線と月見坂のところの段差でございますけれども、今回の中尊寺交差点の改良に伴いましてそういう段差は大きくなりました。内側にカーブが入ったものですからそういう段差になりましたけれども、そしてそういう苦情も聞いておりますけれども、あそこを改修する場合、文化庁の協議が必要だということで、現時点では難しいという文化財センターの担当者との話がございます。現状のままご利用いただくしかないのかなというふうに思っております。

議長（青木幸保君）

3番、寺崎敏子議員。

3番（寺崎敏子君）

やはり事故のもとにもなると思うのですよね。現状のままということよりも、やはり事故につながってからのということではなくて、もう少し協議を積極的に進めていただければということで、これから今度、冬になって、あそこ路面が凍結したり圧雪したりというふうになると、ますます大変な事故にならなければいいなということありますので、どうぞ積極的に申入れて、できるだけ段差のないような方向にしていいただければと思います。



議 長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

4 番、高橋幸喜議員。

4 番（高橋幸喜君）

関連しますけれども、あそこの第1駐車場については非常に4号まで並ぶ、渋滞するというとはある程度解消されたということで、ただ、その入口からそこまでの間が非常に混雑し、もし何かあった時に救急車呼ぶにも通れないような状況だと、だからスムーズに第1駐車場に入れるような方法はないのかというようなことで、現にあそこのところで観光客が一回倒れて、そして救急車呼んでもなかなか入ってくるのにいろいろ混雑してというようなことが出ました。そこで、私、提案申し上げますけれども、入口、ちょっと見てると私たちはあまり指示はできませんけれども、料金徴収する時にああいうふうに並んだら、逆にあそこから下りてきて、先にチケット渡してそこで集金するような形で早く入れる方法を取れないものかということが一つだったり、あるいは入れる時はもうすぐ全部入れてしまっただけで帰りにもらったらどうなのかと、こういったふうにも考えたのですけれども、その辺、検討したことあるのかなのか、その辺、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

議 長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

検討したことは何回かありますが、ただ、いろいろとその料金徴収の方々、シルバー人材センターの方々とは話しましたが、今の形が一番なのかなということでございますが、ただ、今年度のようにかなり観光客が来ますと、ああいった形で渋滞になりますので、来年度以降も恐らく続くということが想定されますので、また今、議員お話ししたものをまた想定しながら今後検討していきたいと思っております。

議 長（青木幸保君）

6 番、小松代智議員。

6 番（小松代智君）

直にこの補正予算に特に関係があるわけではないのですが、いわゆる達谷窟のトイレの関係ですね。あそこ新しくしたわけですが、設計ミスかどうか分かりませんが、少ないと、少なすぎてあそこはかなり並んで待っているのだということで、かなりの苦情があるようですね。ですから、そういう面で、駐車場かなり大金持ちのようですから、もうちょっと何か工夫して増やす必要があるのではないかと。文句をできるだけ減らすような意味合いからもそういう検討なされたことがあるのか、なければこれから検討するのかどうか、その辺のところ。

議 長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

あそこ、達谷窟のトイレにつきましては町の方で建設いたしまして、管理は達谷窟の方でやっ

ていただいております。確かにトイレが狭いというお話もありますので、その辺、達谷窟の方と協議して、管理だけではなくて増設も含めまして今後検討して参りたいと思います。

議長（青木幸保君）

11番、佐藤孝悟議員。

11番（佐藤孝悟君）

一般会計の補正の分が先議ということで、それで今回、今の最終議会においては総ざらいをするのですが、ちょっと関連ありますので質問したいと思います。建設関係もですが、9月の下旬に観光道路が閉鎖されたという工事によって、その時にいろいろ問題になって、岩手県警の方からはあそこは上に上がらせない、バスを上がらせないという話があったようでございますし、中尊寺からもそれをやると死活問題であるとか、いろいろ出たようでございます。そういう意味で、これから県警がどういう話で今回の混み具合を判断しているか、混み具合からどういう方策がいいのかということをやはり検討しているかと思えます。もちろん、観光振興課の方も検討しているかと思えますが、今の県警の考え方、そして観光商工課としてのあそこの部分の考え方をお聞きしたいと思います。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

国道4号から中尊寺の月見坂の脇を通っていくあの戸河内道路の現在の通行、ああいうふうなバスが通って渋滞している状況につきまして、実は岩手県警の方から、スマートインターチェンジに関連する事業のことで県警の方に参りました時に、今まで町に対して3回ほど是正を求めているのですがというお話がございました。要は、その渋滞緩和対策をやるような指導を口頭か文書でだとは思いますが、そこまでは確認しておりませんでしたけれども、そういうお話がございまして、いずれ県警では交通緩和対策をやるべきだという指導を受けまして、それで県警の意向としてどういうことであればいいのかというような内容等を今確認をいたしまして、今、直接利害関係が出てくる中尊寺とあそこの道路の交通規制について協議を進めているという状況でございます。

議長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

今、建設水道課長もお話ししたとおり、県警の方から、県警のお話を受けまして一関警察署と協議し、あとは中尊寺と今協議しておりまして、通行止め、通行規制につきましては今検討中でございますので、今後その協議の中でこういった形が良いのか決めていきたいと考えております。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

（「進行」の声あり）

議 長（青木幸保君）

それでは、進行いたします。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから議案第63号、平成23年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

---

休憩 午前11時05分

再開 午前11時20分

---

議 長（青木幸保君）

それでは、再開をいたします。

日程第12、議案第64号、平成23年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

それでは、議案書31ページでございます。

議案第64号、平成23年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

31ページの裏の第1表、歳入歳出予算補正でございます。款項同額の場合は項の補正額で説明をいたします。

初めに歳入でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料350万円。

3款国庫支出金、1項国庫補助金8,228万9,000円の減でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金714万7,000円。

7款町債、1項町債4,700万円の減でございます。

歳入合計 1 億 1,864 万 2,000 円の減でございます。

次に、歳出でございます。

1 款下水道事業費、1 項下水道事業費 1 億 1,864 万 2,000 円の減でございます。

歳出合計 1 億 1,864 万 2,000 円の減でございます。

次に 3 2 ページ、第 2 表、地方債補正でございます。

変更後の内容についてご説明申し上げます。

起債の目的、下水道施設災害復旧事業、限度額 2,740 万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更前と同じでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

7 番、佐々木雄一議員。

7 番（佐々木雄一君）

下水道も災害の関係で復旧費が大分減額なっているのですが、査定で下ろされたという、道路の関係ではそういう話もありましたが、これほどの減額、1 億円以上もの減額というのは見積もりが間違ったのか、その辺をお聞きしたいと思いますし、あとは使用料、これ補正で 350 万円ほど使用料として上がっているのですが、当初見込みとの違いというのは利用者の増によるものかどうかというか、その中身をもう少し詳しくお知らせ願いたいと。

議 長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

今回の歳出で委託料、工事費で減額をしております。これにつきましては、下水道の被害額を予算で計上した場合に、道路上で下水道が入っていたところの路面が下がっていたという状況で約 3 キロほど、下水道を布設した道路上でそういう下がっている箇所がございます、それを被害というふうに積算をいたしまして計上したわけですが、その後、下水道の実際の被害状況、これは実際に下水道の管の中に特殊なカメラを入れまして調査するわけですが、その結果、下水道そのものに被害があったというのは約 3 分の 1 ほどに減ったということで、こういうふうな委託料、あるいは工事費について下がったという状況でございます。

次に、今回、歳入で 350 万円ほどの下水道の使用料、増ということで見ておりますけれども、これは来年の 3 月までの予測として、当初見込みよりもこれだけ増えるだろうというふうに見ております。この理由は、まず一つには今年度、新規に現在、祇園地区を中心に下水道の管を布設しておりますけれども、その見込みによって接続する家庭等が増えると、約 15 戸くらい増えます。それを見込んでいます。見込んだというのは、平成 22 年度から比べると今年度、新規に下水道を利用する家庭が 15 戸は増えると。そして、もう一つは、それぞれの家庭で下水道を利用する使用料そのもの、微増ではございますけれども増えているというのと、もう一つは今回の世

界遺産登録に伴いまして飲食業の商店等の利用、使用料が増えているという状況から、今回、来年の3月までを見込んで350万円ほどの使用料の増を見込んだという状況でございます。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

4番、高橋幸喜議員。

4番（高橋幸喜君）

災害復旧工事の査定が結局認められなかったということで減額になったと。それに伴って、災害査定料の方も、査定委託料の方も減額になったと。そうなってくると委託した業者に対しては、認められなかったからということで委託料はただになるのか、あるいは査定する側にしてみればやったことはやったというようなことなのですけれども、その辺はどういうふうになっているのか、お聞きしたいと思います。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

工事費につきましては、先程申し上げましたけれども、建設水道課で被害を押さえた時は、道路で下水道を布設したところで下がっているところを申請をしたということでございますし、委託料につきましては実際にその下がった、実際にその調査をした結果、下水道の被災している箇所だけの委託料を支払っております。その関係で当初見込んだよりも委託料そのものが下がったという内容でございます。

議長（青木幸保君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

それでは進行いたします。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第64号、平成23年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（青木幸保君）

日程第13、議案第65号、平成23年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

それでは、議案書35ページでございます。

議案第65号、平成23年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

35ページの裏の第1表、歳入歳出予算補正でございます。款項同額の場合は項の補正額で説明をいたします。

初めに歳入でございます。

3款繰入金、1項他会計繰入金40万円。

5款町債、1項町債340万円の減。

6款県支出金、1項県負担金236万5,000円の減でございます。

歳入合計536万5,000円の減。

次に歳出でございます。

1款農業集落排水事業費、1項農業集落排水事業費536万5,000円の減。

歳出合計536万5,000円の減でございます。

次に、36ページ、第2表、地方債補正でございます。

変更後の内容についてご説明申し上げます。

起債の目的、農業集落排水施設災害復旧事業、限度額270万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更前と同じでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第65号、平成23年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算

(第2号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(青木幸保君)

挙手全員です。

したがって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

---

議長(青木幸保君)

日程第14、議案第66号、平成23年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長(鳥畑正彦君)

それでは、議案書38ページでございます。

議案第66号、平成23年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の補足説明をさせていただきます。

38ページの裏の第1表、歳入歳出予算補正でございます。款項同額の場合は項の補正額で説明いたします。

初めに歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金10万円の減。

4 款繰入金、2 項基金繰入金496万円。

6 款諸収入、1 項雑入14万9,000円。

歳入合計500万9,000円。

次に歳出でございます。

1 款水道事業費515万7,000円、1 項水道管理費57万9,000円、2 項営繕費146万円、3 項水道事業費311万8,000円。

2 款公債費、1 項公債費14万8,000円の減。

歳出合計500万9,000円。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長(青木幸保君)

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

1 番、大内政照議員。

1 番(大内政照君)

39ページの裏の一般管理費の時間外手当42万9,000円と、それから40ページの水道事業費の中の職員手当、時間外手当11万8,000円、合計しますと54万円ぐらいになるのですが、

時間外手当で結構金額大きいような気がします、職員2人分の時間外手当になるようですが、これは期間としてはいつぐらいに残業が多かったのか、また何時間ぐらいの残業に該当するのか教えてください。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

今回の時間外の補正でございますけれども、まず4月7日の余震に伴う事故がございますが、それ以前に4月1日、その間もですけれども、3月11日の東日本大震災に伴う地震の後始末等を4月1日からずっと昼夜やっております。そして、4月7日の余震に伴いまして、その時も昼夜を問わず時間外をやっております。そして、その後も漏水事故等ございますし、あるいは災害復旧事業の積算業務、それらに伴ってこのような時間外になっているということで、今回の時間外の補正はそれらを今までやりましたのを先に使っていたということで、今回それをまとめて来年の3月まで見込んで補正をしたという状況でございます。なお、時間外でございますけれども、平均で30時間から40時間は最低毎月やっているという状況でございますし、なお、土日祝日も水道については職員が交替で見回りをしているという状況でございます。

以上です。

議長（青木幸保君）

1番、大内政照議員。

1番（大内政照君）

ちょっと私の質問に正確に教えてください。職員2人でいいのですね、これは。に該当する補正だと。それと何時間を見ているのですかという質問なのです。この2点を聞いているのですけれども。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

この時間外につきましては、建設水道課の職員全員が対象でございます。それは、水道事業、簡易水道に係る時間外をした場合は全員が対象になるということでございます。専属の職員、基本給については確かに2人でございますけれども、時間外については建設水道課の職員が簡易水道業務に携わった場合はそれぞれこの予算の中から支給するということになっております。なお、この金額に相当する時間外については、現在手持ちの資料がございませんのでお答えできない、大変すいませんが。

議長（青木幸保君）

4番、高橋幸喜議員。

4番（高橋幸喜君）

40ページの方ちょっと教えていただきます。公債費の方、元金が12万円払って利息が26万8,000円戻ってくるというか、安くなったというような、ちょっとこの原因をお聞きしたい。



端的に考えると繰上償還か何かしたのか、あるいは利息が安くなったのか、ちょっとその辺、お聞きしたいと。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

40ページの公債費の関係でございますけれども、今議員がお話しした内容のとおりでございます。簡易水道につきましては平成22年から平成24年まで3カ年の計画で借換債ということで償還を始めております。その関係で元金が増えて利子が減っているという状況でございます。

議長（青木幸保君）

進行してよろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

1番議員、先程の資料の部分では、手持ちが先程ないという答弁でしたが、議決してかまいませんか。

議長（青木幸保君）

それでは進行いたします。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第66号、平成23年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（青木幸保君）

日程第15、議案第67号、平成23年度平泉町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

議案書42ページでございます。

議案第67号、平成23年度平泉町水道事業会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

42ページの裏、平成23年度平泉町水道事業会計補正予算実施計画書、収益的収入及び支出でございます。款項目同額の場合は目の補正額でご説明をいたします。

初めに収入でございます。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益6万9,000円。

収入合計6万9,000円。

次に支出でございます。

1款水道事業費用、1項営業費用、4目総係費6万9,000円。

支出合計6万9,000円。

次に資本的収入及び支出でございます。款項目同額でございますので、目の補正額でご説明をいたします。

支出の部でございます。

1款資本的支出、1項建設改良費、2目設備改良事業費30万円の減。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

7番、佐々木雄一議員。

7番（佐々木雄一君）

支出の部分で設備改良事業費ですか、委託料、第3水源の調査委託料が減額になっていますが、調査、これは入札減の部分なのか、調査しないことにしたのか、そこら辺、説明願います。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

第3水源の調査については現在調査をしております。その中で、その水源を調査した場合に水質の調査をするわけですが、それを委託費の中に入れておりましたけれども、水道事業所が直接やった方が安いということで、その水質検査手数料ということで80万円、町でやるために見ました。その分、第3水源の委託料から減額したということで、単純に申し上げますと30万円ほどそうしたやりくりをすると安くなるということで、今回補正をしたという内容でございます。

議長（青木幸保君）

ほかにございませんか。

4番、高橋幸喜議員。

4番（高橋幸喜君）

私は、世界遺産になると水道料金から下水道料金からというか、その使用料がごみも含めて非

常に大きくなるというふうに私は予想しておったのです。聞くところによると観光客が去年の2倍とか来ているというようなことで、平泉の水道会計は大体月1,230万円から1,270万円ぐらいの間でここ4～5年推移してきているというのは私、概略での計算なのですが、今回6万9,000円だけの補正ということになってくると大した例年と変わらないように私思うのですが、それに今回は震災があつて陸前高田にもかなりの給水の援助を行った、そういったようなこともあつたし、地震時にはそんなに平泉は断水したということは一向もない、だから使用料はむしろ伸びる方向にあつても良いのではないかというふうに私は思っているのですが、今回たった6万9,000円という補正はどういうことなのか、これから逆に減っていくわけなのですが、冬期間に入ると。その辺、ちょっとどういうふうに見ているのか、例年と大した使用料は変わらないのか、その辺、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

議 長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

水道使用料につきましては、下水道と同じように観光客の関係だと思えますけれども、増えております。それで、その補正につきましては、今回の補正ではなく3月補正である程度正確な数字をつかんだ上で計上したいということで、今回は時間外に伴う給水使用料の収入増を挙げております。全体的な増については3月補正で対応したいというふうに考えてございました。

議 長（青木幸保君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

進行いたします。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第67号、平成23年度平泉町水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

議 長（青木幸保君）

日程第16、諮問第1号から日程第17、諮問第2号まで、人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてを一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

それでは、議案の説明をさせていただきます。

議案書その2の1ページをお開き願いたいと思います。

諮問第1号の提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてでございます。

次の者を人権擁護委員に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所、平泉町長島字下西風51番地、氏名、石川敦子、生年月日、昭和15年10月1日生まれ。この諮問案件につきましては、石川敦子委員が平成24年3月31日をもって任期満了になりますことから、意見を求めるものでございます。

続きまして、議案書その2の2ページをお開き願います。

諮問第2号の提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてでございます。

次の者を人権擁護委員に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所、平泉町平泉字志羅山127番地4、氏名、及川幸子、生年月日、昭和22年1月1日生まれ。この諮問案件は、及川幸子が平成24年3月31日をもって任期満了になりますことから、意見を求めるものでございます。

よろしく願いをいたします。

議 長（青木幸保君）

それでは、ここで暫時休憩といたします。

---

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

---

議 長（青木幸保君）

それでは再開をいたします。

それでは、更に午後1時30分まで休憩といたします。

---

休憩 午後1時00分

再開 午後1時30分

---

議 長（青木幸保君）

再開をいたします。

引続き休憩に入りますが、時間を設けなくて皆さんには待機していただくということで休憩に入ります。

---

休憩 午後 1 時 3 0 分

再開 午後 2 時 3 0 分

---

議 長（青木幸保君）

それでは再開をいたします。

先程、提出者である町長よりご説明がありました。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して、これから諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案に異議ないことを答申することに賛成の方は起立願います。

（起 立 少 数）

議 長（青木幸保君）

起立少数。

したがって、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについては、不適任と答申することに決定いたしました。

次に、諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案に異議ないことを答申することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（青木幸保君）

起立全員です。

したがって、諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについては、原案に異議ないことを答申することに決定しました。

---

議 長（青木幸保君）

以上で本定例会に付議された全ての議案が議了しました。

閉会宣言をします。ご起立願います。

これをもって、平成 23 年第 4 回平泉町議会定例会を閉会します。

ご苦勞様でした。

閉会 午後 2 時 3 3 分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 青 木 幸 保

署名議員 石 川 章

同 小松代 智